

決算特別委員会

19年度一般会計と特別会計の決算を認定

平成19年度の一般会計と12特別会計決算の認定については、11月6日に決算特別委員会を開催し、審査しました。各委員の質疑に対する当局答弁の概要をお知らせします。

一般会計（歳入）

【財政調整基金】基金残高は厳しい状況にあり、今後、市税等の一般財源の確保や行財政改革による歳出縮減を積みかさね、財政状況を改善し、できるだけ積み増して財政健全化を維持していきたい。

【市税等の滞納】19年度で市県民税について、新たに能代市長と山本地域振興局長の連名で合同催告書を送付した。また、市の物品等指名競争入札参加資格の要件に市県民税の特別徴収を義務づけ、一定の効果を得た。20年度は、税務課に収納対策室を設置したほか、能代市市税等収納対策強化連絡会議を立ち上げ、市税、使用料等の未納者の情報を共有化して滞納整理等徴収に努めている。

【保育所入所負担金の未納】年々増加傾向にある。主な未納理由は経済的な理由。対策として電話督促のほか19年度では、新保育システムの導入による適切な督促状の送付を実施。さらに20年7月からは、保育料徴収マニュアルに沿った督促状の発送、納付計画書の提出、家庭訪問等を行っている。

【起債の活用】19年度の交付税算入を除いた実質的負担は約29%で、償還は25年度がピークで約31億8000万円。今後、総合計画に基づき施策を進める

に当たり、事業内容の精査、有利な起債の活用、実質公債費比率等指標の注視などで計画的運用を図りたい。

【合併後の財政状況】経済変動、国の制度が変更、市税未納等による歳入確保の困難、行財政改革による歳出縮減が状況変化により当初予定どおり進んでいないこと等で、現在は、新市総合計画に基づく財政計画より厳しい状況にある。

一般会計（歳出）

【職員数減への対応】退職者数の増で定員適正化計画以上の減となっている中で、権限移譲や市民要望への対応、現行サービス水準の維持等で事務量はふえている。対応として、部の統合による組織面での効率化、管理職部門の減少、実務従事職員の確保などで、少ない職員数でも適切に事務が遂行できるように努めたい。

【市史編さん事業】新市になって厳しい財政状況等も踏まえて、身の丈にあった現計画を立てられた。今後の財政状況によっては変更がないとは言えないが、現在は現計画に沿って発刊作業を進めたいと考える。

【能代商工会議所の補助金不正受給】現在、21年度の補助を内部で見直しし

ている。国県と同じ歩調で補助することも含め具体的に検討したい。また、市所管のすべての補助金を対象とした補助金交付処理フローを作成しており、チェック体制を強化していきたい。

【除雪体制と除雪業者の状況】19年度で、除雪稼働時間が少ない場合の最低保障制度を設けたが、辞退や事業縮小等により委託台数は減少し82台となった。今年、2社から辞退の申し出を受けており、除雪車の確保に苦慮している。市直営では対応できない状況である。

【予備費充用及び予算流用】予備費充用は、維持補修費や損害賠償などの緊急な対応を要する場合に行っている。予算流用は、専決もできず予備費充用にも当たらず、事務及び予算執行上能率的と考えられる場合に行っている。いずれ、補正予算、予備費充用、予算流用など、それぞれの性格を踏まえて適切に対応したい。

特別会計

【国保税の収入未済額、不納欠損額に該当する被保険者の世帯数及び医療費】収入未済額の該当世帯数は一般分と退職分あわせて2108世帯、不納欠損額に該当する世帯数は一般分と退職分をあわせて500世帯で、該当する医療費は約6億4100万円。

【今後の国保制度のあり方】本市は、来年度、税率改正をしなければならぬほど厳しい運営状況にある。国保は市町村単位での運営が非常に困難な状況との認識を持っている。現段階で国から具体的な方向性は示されていない。

政治倫理審査会の審査結果

8月22日に能代市議会議員政治倫理条例に基づいて市民154名の署名で議長に提出された市民審査請求について、10月10日に審査会を設置しました。審査会は、12月19日まで5回開催し、同月22日に議長に審査結果を報告しています。

審査請求の内容

疑義の要旨は、針金議員に対し、「(有)針吉運輸(代表取締役 針金吉勝氏)が市と契約(道路除雪委託業務)したことは、条例第11条に違反していると考える」との内容でした。

審査の結果

条例に違反しているとの意見(委員長を除く7委員中3委員)と条例に違反していないとの意見(委員長を除く7委員中4委員)があった。

違反しているとする理由は、努力するとは言葉のみの努力ではなく契約そのものの辞退であること、針金議員は、会社の経営に影響力を有すると考えられること、通常の随意契約の締結であり条例第11条ただし書きに該当しないこと等でした。これに対し、違反していないとする理由は、契約辞退の努力が見られること、針金議員は一社員として会社の経営に携わっていないと認められること、行政執行に支障があると考えられることから条例第11条ただし書きに該当するとは考えられること等でした。